

「えるぼし」認定とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告などに付すことができます。

認定取得によるメリット

- 優秀な人材の確保につながる。
- 公共調達において加点評価を受けることができる場合がある。
- 企業イメージ向上につながる。

認定の段階 ※3段階目が最高位



<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>

両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

Aコース及び管理職加算については常用労働者300人以下の中小企業のみが対象となっています。

◎ 支給額 (各コース1企業1回限り)

	中小企業	中小企業以外
【加速化Aコース】取組目標達成時	28.5万円 <36万円>	-
【加速化Nコース】数値目標達成時	28.5万円 <36万円>	-
女性管理職比率が基準値以上(※)に上昇	47.5万円 <60万円>	28.5万円 <36万円>

< >の金額は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

(※)中小企業は15%以上となった場合に支給額を加算します。中小企業以外は産業平均値の1.3倍以上となったことが必要です。

【支給対象となる目標・取組の類型】

- 女性の積極採用に関する目標
- 女性管理職の積極登用・評価・昇進に関する目標
- 女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
- 多様なキャリアコースに関する目標

問合せ先

ご相談・お問合せはお近くの労働局 雇用環境・均等部(室)へ

<女性活躍推進法特集ページ>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>